新潟市障がい福祉課 平成 27 年 1 月 22 日 第 15 回条例検討会資料

市民等の役割(第4条関連)について

見直し(案)	【資料 15】条例(たたき案・意見反映後)	
(市民等の役割)	(市民等の責務)	
第4条 市民及び事業者は、障がい及び障がいのある人に対する 理解を深めるとともに、障がいのある人に対する <u>障がいを理由</u> とした差別を解消する取組みを市と一体となって行わなければ なりません。	第4条 市民及び事業者は、障がい及び障がいのある人に対する 理解を深めるとともに、障がいのある人に対する差別を解消す る取組みを市と一体となって行わなければなりません。	
2 市民及び事業者は、障がいのある人の生きづらさや思いを受け止め、障がいのある人との交流を深めるよう努めなければなりません。	2 障がいのある人は、その生きづらさ又は思いを積極的に自ら 周囲に伝え、障がい及び障がいのある人に対する市民の理解を 深めるとともに、市民との交流を図らなければなりません。 3 障がいのある人は、自分とは異なる障がい及び障がいのある 人について理解を深めなければなりません。	

(手持ち)前回の意見に対する考え方

第3条

意見	考え方
第4条の第2項と第3項は、行政の責務として取り入れるべき ではないか?	第7条と第8条で対応済み
【発言はないが、弁護士会の意見書の内容】市の責務の内容に、 「障がい及び障がいのある人に対する理解を深めるための施 策を推進すること」を追加すること	第7条で対応済み

第4条

意見考え方

たたき案にある第2項、第3項については、障がい当事者から 自分たちの取組みとして語られる分には、私たちは全面的に支持 するが、それを法律で障がいのある人の責務だと規定することに は反対。第4条については、市民等の役割とし、「障がいのある 人の生きづらさや思いを受け止め、障がい及び障がいのある人に 対する理解と交流を深めるよう努めること」と、「市が実施する 障がい及び障がいのある人に対する理解を深め、障がいを理由と した差別をなくすための施策に協力すること」に置き換えるべ き。 見出しは、(市民等の責務)ではなく(市民等の役割)とする。 第2項と第3項は削除する。

「障がいのある人の生きづらさや思いを受け止め、障がい及び 障がいのある人に対する理解と交流を深めるよう努めること」を 第2項とする。(取消線部分は第1項に含む)

「市が実施する障がい及び障がいのある人に対する理解を深め、障がいを理由とした差別をなくすための施策に協力すること」は、第1項に含まれていると考える。

「障がいのある人の発信力には大きな力があり、その生きづらさをぜひ市民に伝えていただきたいということ」、また「障がいのある方同士、種別間の差別を解消していく必要があること」を皆さんに認識いただきたいと考え発言した結果、第2項と第3項が盛込まれている。この二つを条文とすることは適切でないかもしれないが、最終とりまとめのどこかで取り上げていただき、整理いただければありがたい。	発案者が第2項と第3項を取下げるという意見。最終とりまとめで整理する。
第2項に関して、市民との交流を図ることは大事なことだが、 そのための前提として、行政の方には市民との交流を図るための サポートをしていただきたい。	行政が交流の機会を提供することは第8条で規定している。
第3項に関しては、発達障がいのある人同士で差別感が存在するので、それを解消するためにぜひ残していただきたい。	第1項に含まれると考えられる(市民及び事業者に障がいのある人も含まれるため)
第2項について、障がいのある人がきちんと発信していくこと は大事で、市民の役割というよりも責務にあたると考えられる。	発案者から第2項と第3項を取下げるという意見があり、最終 とりまとめで整理する。
障がいのある人もない人も、ともにまちづくりに参加するということとを第4条で位置づけることはできないか。	前文の「障がいのある人が、社会を構成する一員として、社会、 経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保され ること」の中に含まれると考える。
障がいのある人もない人もまちづくりに参加するという趣旨に関しては、前文の2段落目のところに「社会を構成する一員として」という文言があるので、このことで「社会を構成する一員として、障がいのある人が認められ」という部分があればいいの	上記のとおり。

かと思う。	
第4条については、事務局で手直ししたものをもう一度議論させていただきたい。	